通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、 当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人 常念会
主たる事務所の所在地	〒440-0814 豊橋市前田町二丁目19番地の17
代表者 (職名・氏名)	理事長 権田 隆実
設立年月日	平成7年9月14日
電話番号	0 5 3 2 - 5 4 - 8 8 1 1

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	介護老人保健施設みのり		
サービスの種類	通所リハビリテーション・介護	予防通所リハビリテーション	
事業所の所在地	〒440-0081 豊橋市大村町字山	所 7 7 番地	
電話番号	0 5 3 2 - 5 1 - 1 3 3 6		
指定年月日・事業所番号	平成17年7月1日指定	2 3 5 2 0 8 0 0 6 9	
実施単位・利用定員	1 単位	定員60人(月~金) 定員25人(土)	
通常の事業の実施地域	豊橋市内及びその周辺地域		

3. 事業の目的と運営の方針

	通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要
	介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と
丰米 の日45	認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令
事業の目的	の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテー
	ション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ること
	を目的とする。
	1 当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテ
	ーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他
	必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を
運営の方針	図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営
	むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
	2 当事業所では、当事業所が地域の中核施設となるべく、居宅介護支
	援事業者 (介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者

及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

- 3 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

4. 提供するサービスの内容

通所リハビリテーション(又は介護予防通所リハビリテーション)は、事業者が設置する事業所(デイケア)に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月30日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時45分から午後4時00分まで

6. 事業所の職員体制 (R6/4/1 現在)

従業者の職種	勤務の形態・人数
医 師	常勤兼務 1人
看護職員	常勤専従 1人、非常勤専従 1人
介護職員	常勤専従8人、常勤兼務1人、非常勤専従2人
支援相談員	常勤兼務 1人
理学療法士	常勤兼務 5人、非常勤兼務 2人
作業療法士	常勤兼務 3人、非常勤兼務 2人
管理栄養士	常勤兼務 2人
事務職員	常勤兼務 3人、非常勤専従 4人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(支援相談員)及びその管理責任者(管理者)は下 記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職	員の氏名	支援相談	員 古賀	充
管理責任	壬者の氏名	管理者	岡田	泰伸

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「利用者負担金」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、<u>原則として基本単位数に地域区分別の単価を乗じた額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額</u>です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所リハビリテーションの利用料

【基本部分:通常規模型通所リハビリテーション費】

- 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15	利用者の	ì	通所リハビリテー:	ンョン費
所要時間 (1回あたり)	利用有の 要介護度	基本単位数	基本利用料	利用者負担金(1割)
(1回めたり)		※(注1)参照	本 本刊用材	※(注2)参照
	要介護 1	369単位	3,752円	3 7 6 円
	要介護 2	398単位	4,047円	405円
1時間以上2時間未満	要介護3	429単位	4, 362円	437円
2() [H] >[C [M]	要介護 4	458単位	4,657円	466円
	要介護 5	491単位	4, 993円	500円
	要介護 1	383単位	3, 895円	390円
	要介護 2	439単位	4, 464円	447円
2時間以上3時間未満	要介護3	499単位	5,074円	508円
3 时间水侧	要介護4	555単位	5,644円	565円
	要介護 5	612単位	6, 224円	623円
	要介護1	486単位	4,942円	495円
	要介護 2	565単位	5,746円	575円
3時間以上 4時間未満	要介護3	643単位	6, 539円	6 5 4 円
	要介護 4	743単位	7, 556円	7 5 6 円
	要介護 5	842単位	8,563円	8 5 7 円

	要介護 1	553単位	5,624円	563円
	要介護 2	642単位	6,529円	653円
4 時間以上 5 時間未満	要介護3	730単位	7,424円	7 4 3 円
3 時間不個	要介護 4	844単位	8,583円	859円
	要介護 5	957単位	9,732円	974円
	要介護 1	622単位	6, 325円	633円
	要介護 2	738単位	7,505円	751円
5時間以上	要介護3	852単位	8,664円	867円
6 時間未満	要介護 4	987単位	10,037円	1,004円
	要介護 5	1,120単位	11,390円	1,139円
	要介護 1	715単位	7,271円	7 2 8 円
	要介護 2	850単位	8,644円	865円
6時間以上	要介護3	981単位	9,976円	998円
7 時間未満	要介護 4	1,137単位	11,563円	1,157円
	要介護 5	1,290単位	13, 119円	1,312円
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	762単位	7,749円	775円
	要介護 2	903単位	9, 183円	919円
	要介護3	1,046単位	10,637円	1,064円
	要介護 4	1,215単位	12,356円	1,236円
	要介護 5	1,379単位	14,024円	1,403円

【基本部分:大規模型通所リハビリテーション費 (I)】

10. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.	利用者の	ì	通所リハビリテー:	ンョン費
所要時間 (1回あたり)	利用有の 要介護度	基本単位数	基本利用料	利用者負担金(1割)
(1回 <i>a</i>)/こり/	女月受尽	※(注1)参照	本本利用科	※(注2)参照
	要介護1	357単位	3,630円	363円
	要介護 2	388単位	3,945円	3 9 5 円
1時間以上2時間未満	要介護3	415単位	4,220円	4 2 2 円
	要介護 4	445単位	4,525円	453円
	要介護 5	475単位	4,830円	483円
	要介護1	372単位	3, 783円	3 7 9 円
2 時間以上 3 時間未満	要介護 2	427単位	4,342円	435円
O + 2 Led >14 Hed	要介護3	482単位	4,901円	491円

	要介護 4	536単位	5, 451円	5 4 6 円
	要介護 5	591単位	6,010円	601円
	要介護 1	470単位	4,779円	478円
	要介護 2	547単位	5,562円	5 5 7 円
3 時間以上 4 時間未満	要介護3	623単位	6,335円	6 3 4 円
4 时间个侧	要介護 4	719単位	7,312円	7 3 2 円
	要介護 5	816単位	8, 298円	830円
	要介護 1	525単位	5, 339円	5 3 4 円
	要介護 2	611単位	6, 213円	6 2 2 円
4 時間以上 5 時間未満	要介護 3	696単位	7,078円	708円
2 时间火闸	要介護 4	805単位	8, 186円	819円
	要介護 5	912単位	9, 275円	928円
	要介護 1	584単位	5,939円	5 9 4 円
	要介護 2	692単位	7,037円	704円
5 時間以上 6 時間未満	要介護 3	800単位	8, 136円	814円
0 时间火闸	要介護 4	929単位	9,447円	945円
	要介護 5	1,053単位	10, 709円	1,071円
	要介護 1	675単位	6,864円	687円
	要介護 2	802単位	8, 156円	816円
6 時間以上 7 時間未満	要介護 3	926単位	9,417円	942円
1 HJ 161 NZ JIM	要介護 4	1,077単位	10,953円	1,096円
	要介護 5	1,224単位	12,448円	1,245円
	要介護 1	714単位	7, 261円	7 2 7 円
	要介護 2	847単位	8,613円	862円
7時間以上 8時間未満	要介護3	983単位	9,997円	1,000円
0 时间不间	要介護 4	1,140単位	11,593円	1,160円
	要介護 5	1,300単位	13, 221円	1,323円
(注 1) [] の甘	- 十 出 1 字 * 1 7 4 - 1	一	= - + -1 = 3/4	は カンカがみ ウェカ

⁽注1)上記の基本単位数は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら基本単位数も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単位数を書面でお知らせします。

⁽注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の<u>支給限度額を超えて</u>サービスを利用 する場合は、<u>超えた額の全額</u>をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】(1日につき)

8時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算します。

算定対象時間	基本単位数	基本利用料	利用者負担金(1割)
8時間以上9時間未満	50 単位	508 円	5 1 円
9時間以上10時間未満	100 単位	1,017 円	102円
10時間以上11時間未満	150 単位	1,525 円	153円
11時間以上12時間未満	200 単位	2,034 円	204円
12時間以上13時間未満	250 単位	2,542 円	255円
13時間以上14時間未満	300 単位	3,051 円	306円

常時、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、リハビリテーションマネジメント加算 (I) から (IV) までのいずれかを算定している場合は、時間に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算します。

所要時間	基本単位数	基本利用料	利用者負担金(1割)
3時間以上4時間未満	12 単位	122 円	13円
4時間以上5時間未満	16 単位	162 円	17円
5時間以上6時間未満	20 単位	203 円	2 1 円
6 時間以上 7 時間未満	24 単位	244 円	2 5 円
7 時間以上	28 単位	284 円	29円

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の利用者負担金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本単位数	基本利用料	利用者 負担金 (1割)
入浴介助加算 I	入浴介助を行った場合。	40単位	406円	41円
入浴介助加算Ⅱ	医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価し、身体の状況や訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、入浴介助を行った場合。	60単位	610円	6 1 円
リハビリテーショ ンマネジメント加 算イ	リハビリテーション会議を開催し、 通所リハビリテーション計画につい て、理学・作業療法士又は言語聴覚 士が説明し、同意を得て、継続的に リハビリテーションの質を管理した	560単位	5, 695円	570円

	IBA (ABBUIL AB)				
	場合。(6月以内、1月につき) (6月超、1月につき)	240単位	2,440円	244円	
リハビリテーショ ンマネジメント加 算ロ	イの要件に加え、リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労 働省に提出し、必要な情報を活用し	593単位		603円	
异 L	た場合。(6月以内、1月につき) (6月超、1月につき)	273単位	2,776円	278円	
リハビリテーショ ンマネジメント加 算ハ	ロの要件に加え、管理栄養士を1名 以上配置し、栄養アセスメント及び 口腔アセスメントを行っている場合 。(6月以内、1月につき)	793単位		807円	
51	(6月超、1月につき)	473単位	4,810円	481円	
	の医師が利用者又はその家族に対して 意を得た場合。 (1月につき)	270単位	2,745円	275円	
短期集中個別リハ ビリテーション実 施加算	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合。	110単位	1,118円	112円	
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算 I	認知症である利用者に退院(所)日 又は通所開始日の属する月から起算 して3月以内の期間にリハビリテー ションを集中的に行った場合。	240単位	2,440円	244円	
認知症短期集中リ ハビリテーション 実施加算Ⅱ	認知症である利用者に退院(所)日 又は通所開始日の属する月から起算 して3月以内の期間にリハビリテー ションを集中的に行った場合。 (1月につき)	1,920単位	19, 526円	1, 953円	
生活行為向上リハ ビリテーション実 施加算	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、リハビリテーションを計画的に行い、その有する能力の向上を支援した場合。利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の場合。(1月につき)	1,250単位	12, 712円	1, 272円	
若年性認知症利用 者受入加算	若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合。	60単位	610円	6 1 円	
栄養アセスメント 加算	管理栄養士を1名以上配置し、多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合。	50単位	508円	5 1 円	
栄養改善加算	低栄養状態にある利用者又はそのお それのある利用者に対して、低栄養 状態の改善等を目的として、個別的 に実施される栄養食事相談等の栄養 管理であって、心身の状態の維持又 は向上に資すると認められるものを 行った場合。(3月以内の期間に限	200単位	2,034円	204円	

	り、月2回を限度)				
	利用開始時及び利用中6月ごとに利				
 口腔・栄養スクリー	用者の口腔の健康状態及び栄養状態				
	について確認を行い、情報を介護支	20単位	203円	21円	
ニング加算I	援専門員に提供した場合。				
	(6月に1回を限度)				
	栄養改善加算や口腔機能向上加算を				
	算定している場合に、口腔の健康状				
口腔・栄養スクリー	態と栄養状態のいずれかの確認を行	5単位	50円	5 円	
ニング加算Ⅱ	い、情報を介護支援専門員に提供し	0十1元	9011	011	
	た場合。(6月に1回を限度)				
	口腔機能の低下している利用者又は				
	そのおそれのある利用者に対して、				
	口腔機能の向上を目的として、個別				
	的に実施される口腔清掃の指導若し				
口腔機能向上加算	くは実施又は摂食・嚥下機能に関す	150単位	1,525円	153円	
I	る訓練の指導若しくは実施であって	100平区	1,020 1	1 0 0 1 1	
	、心身の状態の維持又は向上に資す				
	ると認められるものを行った場合。				
	(3月以内の期間に限り、月2回を				
	限度)				
	Iの要件に加え、リハビリテーショ				
Policitic Market I I and Arche	ンマネジメント加算ハを算定し、口				
口腔機能向上加算	腔機能改善管理指導計画等の情報を	155単位	1,576円	158円	
Ⅱイ	厚生労働省に提出した場合。(3月	, ,	, , , ,	, •	
	以内の期間に限り、月2回を限度)				
	Ⅰの要件に加え、口腔機能改善管理				
 口腔機能向上加算	指導計画等の情報を厚生労働省に提				
	出した場合。(3月以内の期間に限	160単位	1,627円	163円	
Ⅱ					
	り、月2回を限度)				
	要介護3、要介護4又は要介護5で				
重度療養管理加算	ある利用者に対して、計画的な医学	100単位	1,017円	102円	
	管理のもと、指定通所リハビリテー				
	ションを行った場合。				
中重度者ケア体制	中重度の要介護者を受け入れる体制				
加算	を構築し、指定通所リハビリテーシ	20単位	203円	2 1 円	
77F 21F	ョンを行った場合。				
	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口				
科学的介護推進	腔機能、認知症の状況その他の利用	40 光 体	40.6 III	4 1 M	
体制加算	者の心身の状況等に係る基本的な情	40単位	406円	41円	
	報を厚生労働省に提出した場合。				
送迎減算	利用者に対して、その居宅と指定通				
	所リハビリテーション事業所との間	^ ** **	<u>_</u> .		
	の送迎を行わない場合。	-47単位	-477円	-48円	
	(片道につき)				
	医療機関から退院するに当たり、通				
退院時共同指導加	所リハビリテーション事業所の医師	600単位	6, 102円	611円	
算	又は理学療法士、作業療法士若しく	000 11 17	0,104	0 1 1 1 1	
	人は生于原伝工、下未原伝工石しく				

は言語聴覚士が、退院前カンファレ		
ンスに参加し、退院時共同指導を行		
った後に、初回の通所リハビリテー		
ションを行った場合。		
(当該退院につき1回限り)		
リハビリテーションを行い、利用者		
移行支援加算 の指定通所介護事業所等への移行等 12単位 122円 1	13円	
を支援した場合。		
指定通所リハビリテーション事業所		
の介護職員の総数のうち、介護福祉		
出、バス提供体制 士の占める割合が100分の70以上、勤		
サービス提供体制	2 3 円	
強化加算 I		
る場合。(注3)		
st 加算 $I\sim III$ のいずれか 1 つを算定する。		
指定通所リハビリテーション事業所		
サービス提供体制 の介護職員の総数のうち、介護福祉 18単位 183円	19円	
強化加算 II	1917	
ある場合。(注3)		
指定通所リハビリテーション事業所		
の介護職員の総数のうち、介護福祉		
サービス提供体制 士の占める割合が100分の40以上、勤 6単位 61円	7 円	
強化加算Ⅲ 続年数7年以上の者の占める割合が 6単位 61円	([]	
100分の30以上のいずれかである場		
合。(注3)		
介護職員等 数の 数の		
処遇改善加算 I 厚生労働大臣が定める基準に適合し 86/1000		
介護職員等 実施している場合。(注3) 83/1000 数に10.17 左	記額	
処遇改善加算Ⅱ (1単位未満は四捨五入) 単位 を乗じた の	1割	
介護職員等 ※加算 I ~IV のいずれか 1 つを算定 66/1000 額		
処遇改善加算Ⅲ する。 単位 単位 単位		
介護職員等 53/1000		
処遇改善加算IV 単位		

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【地域区分】

地域単価 10.17円 (東三河広域連合)

介護報酬は、1 単位が 1 0 . 1 7 円で算定されます。ただし、1 円未満の端数は切り捨てとなります。(注 1)

(注1) 1月の利用者負担金の算出方法

総単位数(マネジメント加算を除く)×1月の利用日数+マネジメント加算(月額)

=1月の総単位数(A)

(A) ×86/1000=介護職員等処遇改善加算 I の単位数 (B)

※1単位未満の端数処理(四捨五入)

(A+B) ×10.17=介護報酬 (C) ※1円未満の端数処理(切り捨て)

(C) - (C) × 0.9 又は 0.8 又は 0.7 = 1 月の利用者負担金

(2) 介護予防通所リハビリテーションの利用料

【基本部分:介護予防通所リハビリテーション費】

11 II + 0	介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)			
利用者の 要介護度	基本単位数 ※(注1)参照	基本利用料	利用者負担金(1割) ※(注2)参照	
要支援1	2,268単位	23,065円	2,307円	
要支援 2	4,228単位	42,998円	4,300円	

(注1)上記の基本単位数は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら基本単位数も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単位数を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の<u>支給限度額を超えて</u>サービスを利用 する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】(1月につき)

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の利用者負担金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	基本単位数	基本 利用料	利用者 負担金 (1割)	
生活行為向上リ ハビリテーショ ン実施加算	生活行為の内容の充実を図る 標を踏まえたリハビリテーショ 施内容等をリハビリテーショ 画にあらかじめ定めて、リカイ コンを計画的に行い、その有す 向上を支援した場合。 利用を開始した日の属する月 して6月以内の場合。(1月1	562単位	5, 715円	572円	
若年性認知症利 用者受入加算	若年性認知症利用者に対して 予防通所リハビリテーション 場合。			2,440円	244円
利用を開始した	利用を開始した日の属する月から起算して		-120単位	-1,220円	-122円
12月を超えた期間に利用した場合 要支:		要支援2	-240単位	-2,440円	-244円
退院時共同指導 加算	医療機関から退院するに当たり 防通所リハビリテーション事 師又は理学療法士、作業療法士 言語聴覚士が、退院前カンファ	業所の医	600単位	6, 102円	611円

	参加し、退院時共同指導を行った後に、 初回の介護予防通所リハビリテーションを行った場合。 (当該退院につき1回限り)			
栄養アセスメン ト加算	管理栄養士を1名以上配置し、多職種が 共同して栄養アセスメントを実施し、栄 養状態等の情報を厚生労働省に提出し た場合。	50単位	508円	5 1円
栄養改善加算	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合。	200単位	2,034円	204円
口腔・栄養スクリ ーニング加算 I	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を介護支援専門員に提供した場合。(6月に1回を限度)	20単位	203円	2 1円
口腔・栄養スクリ ーニング加算 II	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算 定している場合に、口腔の健康状態と栄 養状態のいずれかの確認を行い、情報を 介護支援専門員に提供した場合。 (6月に1回を限度)	5単位	50円	5 円
口腔機能向上加 算 I	口腔機能の低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合。	150単位	1,525円	153円
口腔機能向上加 算 II	Iの要件に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合。	160単位	1,627円	163円
一体的サービス 提供加算	栄養改善サービスおよび口腔機能向上 サービスを実施し、介護予防通所リハビ リテーションの提供を受けた日におい て、利用者に対し栄養改善サービスまた は口腔機能向上サービスのうちいずれ かを行う日を1月につき2回以上設け た場合。	480単位	4,881円	489円
科学的介護推進 体制加算	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。	40単位	406円	4 1 円

				1	
サービス提供体	指定介護予防通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上、勤続10年以上の介護福祉士の占め	要支援1	88単位	894円	9 0 円
制強化加算 I	る割合が 100 分の 25 以上のいずれかである場合。(注 3) ※加算 $I \sim III$ のいずれか 1 つを算定する。	要支援 2	176単位	1,789円	179円
サービス提供体	指定介護予防通所リハビリテーション事業所の介護職員の	要支援1	72単位	732円	74円
制強化加算Ⅱ	総数のうち、介護福祉士の占め る割合が100分の50以上であ る場合。(注3)	要支援 2	144単位	1,464円	147円
サービス提供体 制強化加算III	指定介護予防通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上、勤続	要支援 1	24単位	244円	2 5 円
INJUA I LIVINA 94 III	年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上のいずれかである場合。(注3)	要支援 2	48単位	488円	49円
介護職員等 処遇改善加算 I	厚生労働大臣が定める基準に いる介護職員等の賃金の改善			左記単位	
介護職員等 処遇改善加算 II 介護職員等 処遇改善加算 III 介護職員等	している場合。(注3) (1単位未満は四捨五入) ※加算 I ~IVのいずれか1つ る。	83/1000 単位 66/1000 単位 53/1000	数に 10.17を 乗じた額	左記額 の1割	
処遇改善加算Ⅳ		単位			

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【地域区分】

地域単価 10.17円(東三河広域連合)

介護報酬は、1単位が10.17円で算定されます。ただし、1円未満の端数は切り捨てとなります。(注1)

(注1) 1月の利用者負担金の算出方法

1月の総単位数 (A) ×86/1000=介護職員等処遇改善加算 I の単位数 (B) ※1単位未満の端数処理(四捨五入)

(A+B) ×10.17=介護報酬 (C) ※1円未満の端数処理(切り捨て)

(C) - (C) $\times 0.9$ 又は 0.8 又は 0.7 = 1 月の利用者負担金

(3) その他の費用

種類	内 容	利用料金
食費	食 費 食事の提供を受けた場合。	
	倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土	
教養娯楽費	等の材料や風船、輪投げ等遊具の費用であり、事業所	157円
	で用意するものをご利用いただく場合。(1回あたり)	
おむつ代	おむつの提供を受けた場合。(1枚あたり)	実費

(4)支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。毎月10日に、前月分の利用料請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

原則、口座振替にてお支払いください。口座振替の手続きが2ヶ月程かかりますので、 初回利用月のみ翌々月の引き落としになります。

支払い方法	支払い要件等				
	サービスを利用した月の翌月の20日(金融機関休業日の場合は、翌営業				
口应长井	日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。				
口座振替	全国の金融機関から引き落とし可能です。				
	※口座振替の手数料110円はお客様の負担となります。				
	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)までに				
	、事業者が指定する下記口座に必ず利用者本人のお名前でお振り込みくだ				
 銀行振込	さい。				
1 11 11 11	※振込手数料はお客様の負担となります。				
	(振込先) 岡崎信用金庫 豊橋支店 普通預金 2012689				
	(名義人)医療法人常念会 介護老人保健施設みのり 理事長 権田隆実				

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援 専門員(又は地域包括支援センター)、東三河広域連合及び市町村等へ連絡を行うととも に、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

窓口責任者 支援相談室長 伊藤 勝規 ご利用時間 8:30~17:30 事業所相談窓口 電話(0532-51-1336) 面接(当施設1階相談室) 意見箱(玄関に設置)

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付		東三河広域連合	介護保険課	電話番号	0 5 3 2 - 2 6 - 8 4 7 1
	苦情受付機関	愛知県国民健康(R 苦情相談室	民険団体連合会	電話番号	0 5 2 - 9 7 1 - 4 1 6 5

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。